

○経済産業省令第三十二号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年六月九日

経済産業大臣 西村 康稔

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

（火薬類取締法施行規則の一部改正）

第一条 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験の手續） 第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三	（受験の手續） 第七十八条 試験を受けようとする者は、様式第三

十一の受験願書に写真（旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に提出しなければならな

十一の受験願書に写真（縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのものであつて、出願前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面には、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添えて経済産業大臣の行う試験にあつては経済産業大臣（法第三十一条の三第一項の規定に基づき経済産業大臣が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機関）に、都道府県知事の行う試験にあつては当該都道府県知事（法第三十一条の三第一項の規定に基づき都道府県知事が受験願書の受理の事務を含む試験事務を指定試験機関に行わせている場合にあつては、指定試験機

い。

2・3
「略」

関）に提出しなければならない。

2・3
「略」

（採石法施行規則の一部改正）

第二条 採石法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験手続） 第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記	（受験手続） 第八条の九 業務管理者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出

載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならぬ。

（認定の申請）

第八条の十一 法第三十二条の四第一項第六号ロの規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

一 四 「略」

五 写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

しなければならない。

（認定の申請）

第八条の十一 法第三十二条の四第一項第六号ロの規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

一 四 「略」

五 写真（手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

(合格証等の再交付の手續)

第八条の十三 第八条の十の合格証又は前条の認定証を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真

(縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

(合格証等の再交付の手續)

第八条の十三 第八条の十の合格証または前条の認定証をよごし、損じ、または失なつてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真(手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年令を記載したもの)を添付して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

(航空機製造事業法施行規則の一部改正)

第三条 航空機製造事業法施行規則(昭和二十九年通商産業省令第五十二号)の一部を次のように改

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(指名) 第三十八条 「略」 2 前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十五による申請書に、当該航空工場検査員が令第四条の各号に定める者であることを証する書面及び当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上三分身を写した縦三十ミリメートル、横二十四ミリメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したも	(指名) 第三十八条 「略」 2 前項の規定により指名の申請をしようとする事業者は、様式第十五による申請書に、当該航空工場検査員が令第四条の各号に定める者であることを証する書面及び当該航空工場検査員の写真（申請前六月以内に脱帽して正面から上半身を写した縦三十ミリメートル、横二十五ミリメートルのもので、裏面に氏名および生年月日を記載したも

の）を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

の）二枚を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

（高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則の一部改正）

第四条 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の交付に係る手続） 第二条 法第二十九条第五項の経済産業省令で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、次の各号に掲げるものとする。	（免状の交付に係る手続） 第二条 法第二十九条第五項の経済産業省令で定める製造保安責任者免状又は販売主任者免状の交付に関する手続的事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 「略」

二 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者は、様式第二の高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書に写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、交付申請前六月以内に撮影した無帽、正面上三分身像の無背景のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。以下この条において同じ。）を添えて、経済産業大臣（乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状にあつては、当該免状に係る製造保安責任者試験を行つた都道府県知事

一 「略」

二 製造保安責任者免状の交付を受けようとする者は、様式第二の高圧ガス製造保安責任者免状交付申請書に写真（縦、横二・五センチメートルのものであつて、交付申請前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像の無背景のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年令を記載したもの。以下この条において同じ。）二枚を添えて、経済産業大臣（乙種化学責任者免状、丙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状にあつては、当該免状に係る製造保安責任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の

（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。）。次号において同じ。）又は法第二十九条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が製造保安責任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（次号において「委託法人」という。）に提出しなければならぬ。

三 製造保安責任者免状を汚し、損じ、又は失つた場合にその再交付を受けようとする者は、様式第三の高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請書に写真を添えて、経済産業大臣又は委託法

二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。）。以下次号において同じ。）又は法第二十九条の二第一項の規定に基づき経済産業大臣又は都道府県知事が製造保安責任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（以下次号において「委託法人」という。）に提出しなければならぬ。

三 製造保安責任者免状を汚し、損じ、又は失つた場合にその再交付を受けようとする者は、様式第三の高圧ガス製造保安責任者免状再交付申請書に写真二枚を添えて、経済産業大臣又は委

人に提出しなければならない。

四 「略」

五 販売主任者免状の交付を受けようとする者は、様式第五の高压ガス販売主任者免状交付申請書に写真を添えて、当該免状に係る販売主任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。次号において単に「都道府県知事」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定に基づき都道府県知事が販売主任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（次号において「委託法人」と

託法人に提出しなければならない。

四 「略」

五 販売主任者免状の交付を受けようとする者は、様式第五の高压ガス販売主任者免状交付申請書に写真二枚を添えて、当該免状に係る販売主任者試験を行つた都道府県知事（法第三十一条の二第一項の規定に基づき当該試験事務の全部又は一部を協会又は指定試験機関に行わせることとした都道府県知事を含む。以下次号において単に「都道府県知事」という。）又は法第二十九条の二第一項の規定に基づき都道府県知事が販売主任者免状に係る免状交付事務の全部又は一部を委託した法人（以下次号において

いう。）に提出しなければならない。

六 販売主任者免状を汚し、損じ、又は失つた場合
にその再交付を受けようとする者は、様式第
六の高圧ガス販売主任者免状再交付申請書に写
真を添えて、都道府県知事又は委託法人に提出
しなければならない。

「委託法人」という。）に提出しなければならない。

六 販売主任者免状を汚し、損じ、又は失つた場
合にその再交付を受けようとする者は、様式第
六の高圧ガス販売主任者免状再交付申請書に写
真二枚を添えて、都道府県知事又は委託法人に
提出しなければならない。

様式第一、様式第四、様式第八及び様式第九を次のように改める。

様式第1（第2条関係）

(表紙)

11センチメートル

7センチメートル

高 圧 ガ ス

製 造 保 安 責 任 者 免 状

(表紙内側)

責 任 者 の 心 得

1 常に高圧ガス保安法規を守り、製造に関する保安に務めること。

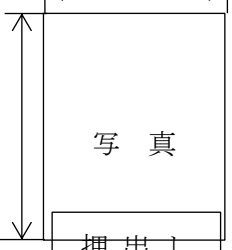
2 製造に関する保安について職務を行うときは、必ず本免状を携帯すること。

3 本免状を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。

4 本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。

5 本免状の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。

(表紙)



2.4 センチメートル

3.0 センチメートル

写 真

押 出 し
スタンプ

製造保安責任者免状

免 状 の 種 類	
免 状 の 番 号	
氏 名	
生 年 月 日	

高圧ガス保安法第 29 条の規定によりこの免状を交付する。

年 月 日

経済産業大臣

(都道府県知事)

印

(表)

指 導 事 項

(裏)

(表紙内側)

指 導 事 項

(表)

備 考	

(裏)

- 備考 1 表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、文字は金色又は黄文字とする。
2 用紙は、洋紙とする。

(表紙)

(表紙内側)

11 センチメートル

7センチメートル

高 圧 ガ ス
販 売 主 任 者 免 状

主任者の心得

- 1 第一種販売主任者は、常に高圧ガス保安法規を守り、販売に関する保安に務めること。
- 2 第二種販売主任者は、常に高圧ガス保安法規及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、販売に関する保安に務めること。
- 3 販売に関する保安について職務を行うときは、必ず本免状を携帯すること。
- 4 本免状を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。
- 5 本免状を他人に貸したり、譲つたりしないこと。
- 6 本免状の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。

(表紙)

2.4 センチメートル

3.0 センチメートル

写 真

押 出 し

スタンプ

販売主任者免状

免 状 の 種 別	
免 状 の 番 号	
氏 名	
生 年 月 日	

高圧ガス保安法第 29 条の規定によりこの免状を交付する。

年 月 日

都道府県知事 印

(表)

指 導 事 項

(裏)

(表紙内側)

指 導 事 項

(表)

備考

(裏)

- 備考 1 表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、文字は金色又は黄文字とする。
2 用紙は、洋紙とする。

様式第 8（第 10 条関係）

<table><tr><td>* 受験番号</td><td></td></tr><tr><td>* 受理年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 収入印紙又は収入証紙 〔消印しないこと。〕 高圧ガス製造保安責任者試験受験願書 年 月 日 きりはなさないこと 経済産業大臣 (都道府県知事) 殿 受験者氏名 <table><tr><td>受験しようとする試験の種類</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>試験の免除の申請の有無</td><td></td><td>受験地</td><td></td></tr><tr><td>ふりがな</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現 住 所</td><td colspan="3">(郵便番号)</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">電話</td></tr><tr><td>連 絡 先</td><td colspan="3">(郵便番号)</td></tr><tr><td></td><td colspan="3">電話</td></tr></table> 備考 *印の欄は記入しないこと。				* 受験番号		* 受理年月日	年 月 日	受験しようとする試験の種類				試験の免除の申請の有無		受験地		ふりがな		生 年 月 日	年 月 日	氏 名				現 住 所	(郵便番号)				電話			連 絡 先	(郵便番号)				電話			○ 写 真 票 きりはなさないこと <table><tr><td>* 受験番号</td><td></td></tr><tr><td>受験しようとする試験の種類</td><td></td></tr><tr><td>試験の免除の申請の有無</td><td></td></tr><tr><td>ふりがな</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 写 真 旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものを貼り付けること。 <table><tr><td>撮影年月日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 備考 *印の欄は記入しないこと。				* 受験番号		受験しようとする試験の種類		試験の免除の申請の有無		ふりがな		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	撮影年月日	年 月 日	郵便はがき □□□ - □□□□ 郵 便 手 切 きりはなさないこと (住所)..... (氏名)..... 殿 * 差出人 高圧ガス製造保安責任者試験 受 験 票 <table><tr><td>* 受験番号</td><td></td></tr><tr><td>受験しようとする試験の種類</td><td></td></tr><tr><td>試験の免除の申請の有無</td><td></td></tr><tr><td>* 試験日時</td><td></td></tr><tr><td>* 試験場</td><td></td></tr></table> 備考 *印の欄は記入しないこと。				* 受験番号		受験しようとする試験の種類		試験の免除の申請の有無		* 試験日時		* 試験場	
* 受験番号																																																																							
* 受理年月日	年 月 日																																																																						
受験しようとする試験の種類																																																																							
試験の免除の申請の有無		受験地																																																																					
ふりがな		生 年 月 日	年 月 日																																																																				
氏 名																																																																							
現 住 所	(郵便番号)																																																																						
	電話																																																																						
連 絡 先	(郵便番号)																																																																						
	電話																																																																						
* 受験番号																																																																							
受験しようとする試験の種類																																																																							
試験の免除の申請の有無																																																																							
ふりがな																																																																							
氏 名																																																																							
生 年 月 日	年 月 日																																																																						
撮影年月日	年 月 日																																																																						
* 受験番号																																																																							
受験しようとする試験の種類																																																																							
試験の免除の申請の有無																																																																							
* 試験日時																																																																							
* 試験場																																																																							

18センチメートル

8センチメートル

10センチメートル

14.8センチメートル

様式第9（第10条関係）

<table><tr><td>* 受 験 番 号</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>* 受理年月日</td><td>年</td><td>月</td><td>日</td></tr></table> 収入証紙 〔消印しないこと。〕 高圧ガス販売主任者試験受験願書 年 月 日 都道府県知事 殿 受験者氏名 <table><tr><td>受験しようとする試験の種類</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>試験の免除の申請の有無</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>ふ り が な</td><td></td><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>現 住 所</td><td colspan="3">(郵便番号) 電話</td></tr><tr><td>連 絡 先</td><td colspan="3">(郵便番号) 電話</td></tr></table> 備考 *印の欄は記入しないこと。				* 受 験 番 号				* 受理年月日	年	月	日	受験しようとする試験の種類				試験の免除の申請の有無				ふ り が な		生 年 月 日	年 月 日	氏 名				現 住 所	(郵便番号) 電話			連 絡 先	(郵便番号) 電話			○ 写 真 票 <table><tr><td>* 受験番号</td><td></td></tr><tr><td>受験しようとする試験の種類</td><td></td></tr><tr><td>試験の免除の申請の有無</td><td></td></tr><tr><td>ふ り が な</td><td></td></tr><tr><td>氏 名</td><td></td></tr><tr><td>生 年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table> 写 真 旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものを貼り付けること。 撮影年月日 年 月 日 備考 *印の欄は記入しないこと。		* 受験番号		受験しようとする試験の種類		試験の免除の申請の有無		ふ り が な		氏 名		生 年 月 日	年 月 日	郵便はがき □□□□ - □□□□ 郵便手切 （住所）..... （氏名）..... 殿 * 差出人 高圧ガス販売主任者試験 受 験 票 <table><tr><td>* 受験番号</td><td></td></tr><tr><td>受験しようとする試験の種類</td><td></td></tr><tr><td>試験の免除の申請の有無</td><td></td></tr><tr><td>* 試験日時</td><td></td></tr><tr><td>* 試験場</td><td></td></tr></table> 備考 *印の欄は記入しないこと。		* 受験番号		受験しようとする試験の種類		試験の免除の申請の有無		* 試験日時		* 試験場	
* 受 験 番 号																																																													
* 受理年月日	年	月	日																																																										
受験しようとする試験の種類																																																													
試験の免除の申請の有無																																																													
ふ り が な		生 年 月 日	年 月 日																																																										
氏 名																																																													
現 住 所	(郵便番号) 電話																																																												
連 絡 先	(郵便番号) 電話																																																												
* 受験番号																																																													
受験しようとする試験の種類																																																													
試験の免除の申請の有無																																																													
ふ り が な																																																													
氏 名																																																													
生 年 月 日	年 月 日																																																												
* 受験番号																																																													
受験しようとする試験の種類																																																													
試験の免除の申請の有無																																																													
* 試験日時																																																													
* 試験場																																																													

きりはなさないこと

きりはなさないこと

14.8センチメートル

18センチメートル

8センチメートル

10センチメートル

（砂利採取業者の登録等に関する規則の一部改正）

第五条 砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（受験手続） 第十条 業務主任者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、出願前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならない	（受験手続） 第十条 業務主任者試験を受けようとする者は、様式第九による受験願書に写真（手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

い。

(認定の申請)

第十二条 法第六条第一項第六号ロの規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 砂利の採取に従事した期間を記載した書面及びこれを証する書面並びにその期間において砂利の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面

二・三 [略]

- 四 写真(縦六センチメートル、横四センチメートル)

(認定の申請)

第十二条 法第六条第一項第六号ロの規定による認定を受けようとする者は、様式第十二による申請書に次の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 砂利の採取に従事した期間を記載した書面およびこれを証する書面ならびにその期間において砂利の採取に伴う災害を生じさせたことがないことを疎明する書面

二・三 [略]

- 四 写真(手札形とし、申請前六月以内に撮影し

トルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

（合格証等の再交付の手續）

第十四条 第十一条の合格証又は前条の認定証を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真（縦六センチメートル、横四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を添付して当該合格証又は認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

た正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年令を記載したもの）

（合格証等の再交付の手續）

第十四条 第十一条の合格証または前条の認定証をよごし、損じまたは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による申請書に写真（手札形とし、申請前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名および年令を記載したもの）を添附して当該合格証または認定証の交付をした都道府県知事に提出しなければならない。

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（資格講習受講の手続） 第五条の三 資格講習を受けようとする者は、指定資格講習機関が定める受講申込書に写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、横二・四センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第八条、第十条の	（資格講習受講の手続） 第五条の三 資格講習を受けようとする者は、指定資格講習機関が定める受講申込書に写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年令の記載された縦横それぞれ二・五センチメートルのものであつて、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身像の無背景のもの。第八条、第十条の四及び第十三

四及び第十三条第一項において同じ。）を添付して当該指定資格講習機関に提出しなければならない。

（認定の申請）

第八条 法第四条第一項第三号の認定を受けようとする者は、様式第十一による申請書に第六条に規定する者に該当するであることを証明する書類及び写真を添付して産業保安監督部長に提出しなければならない。

（再講習受講の手続）

第十条の四 再講習を受けようとする者は、指定再

条第一項において同じ。）三枚を添付して当該指定資格講習機関に提出しなければならない。

（認定の申請）

第八条 法第四条第一項第三号の認定を受けようとする者は、様式第十一による申請書に第六条に規定する者に該当するであることを証明する書類及び写真二枚を添付して産業保安監督部長に提出しなければならない。

（再講習受講の手続）

第十条の四 再講習を受けようとする者は、指定再

講習機関が定める受講申込書に写真を添付して当該指定再講習機関に提出しなければならない。

(資格証の再交付の手続)

第十三条 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による資格証再交付申請書に写真を添付して当該資格証を交付した者に提出しなければならない。

2 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証を汚し、若しくは損じて前項の申請をするときは、資格証再交付申請書に当該資格証を添付しなければ

講習機関が定める受講申込書に写真一枚を添付して当該指定再講習機関に提出しなければならない。
い。

(資格証の再交付の手続)

第十三条 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証を汚し、損じ、若しくは失つてその再交付を受けようとする者は、様式第十四による資格証再交付申請書に写真二枚を添付して当該資格証を交付した者に提出しなければならない。

2 資格証の記載事項に変更を生じ、又は資格証をよごし、若しくは損じて前項の申請をするときは、資格証再交付申請書に当該資格証を添付しな

ばならない。

3

〔略〕

ければならない。

3

〔略〕

様式第十三を次のように改める。

様式第13（第11条関係）

（表 紙）

↑
ル
ト
ー
メ
チ
ン
セ
ア
↓

← 11センチメートル →

ガス消費機器設置工事監督者資格証

（表紙内側）

ガス消費機器設置工事監督者の心得

1 常に特定ガス消費機器の設置工事の監督者に関する法規を守り、特定ガス消費機器の保安に努めること。

2 職務中は、必ず本資格証を携帯すること。

3 本資格証の記載事項に変更を生じ、又は本資格証を汚し、損じ若しくは失ったときは、再交付の申請をすること。

4 本資格証を他人に貸したり、譲つたりしないこと。

5 本資格証の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。

6 本資格証の有効期限までに経済産業大臣又はその指定する者が行う講習を受けること。

2.4センチメートル

3.0センチメートル

写真

押出し
スタンプ

ガス消費機器設置工事監督者資格証

資格証の番号	
氏名	
生年月日	

特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第12条の規定によりこの資格証を交付する。

年 月 日

資格証交付者 ⑩

(表)

再講習受講記録			
受講年月日	有効期限	受講場所	講習実施者認印

(裏)

受講年月日	有効期限	受 講 場 所	講 習 実 施 者 認 印

（表）

住 所	
-----	--

（備考）住所を変更した場合は、訂正しておくこと。

（裏）

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第七条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（免状の交付の申請） 第九十五条 法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢の記載された縦三センチメートル、	（免状の交付の申請） 第九十五条 法第三十八条の四第一項の液化石油ガス設備士免状（以下「免状」という。）の交付を受けようとする者は、様式第五十一による申請書に同条第二項各号の一に該当する者であることを証明する書類及び写真（その裏面に撮影年月日、氏名及び年令の記載された縦横それぞれ二・五セ

横二・四センチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上三分身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 「略」

（免状の再交付の手續）

第九十七条 免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第五十三による免状再交付申請書に写真を添付して当該免状を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

ンチメートルのものであって、申請前六月以内に撮影した無帽かつ正面上半身像の無背景のもの。第九十七条において同じ。）二枚を添付して次に掲げる都道府県知事に提出しなければならない。

一〇三 「略」

（免状の再交付の手續）

第九十七条 免状を汚し、損じ、又は失つてその再交付を受けようとする者は、様式第五十三による免状再交付申請書に写真二枚を添付して当該免状を交付した都道府県知事に提出しなければならない。

2・3

〔略〕

様式第五十二及び様式第五十五を次のように改める。

2・3

〔略〕

（表 紙）

↑ 11 センチメートル ↓	← 11 センチメートル →
	液化石油ガス設備士免状

（表紙内側）

液化石油ガス設備士の心得 1 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法規を守り、作業に関する保安に努めること。 2 作業中は、必ず本免状を携帯すること。 3 本免状を汚し、損じ、又は失ったときは、再交付の申請をすること。 4 本免状を他人に貸したり、譲ったりしないこと。 5 本免状の記載事項を書き直したり、写真を貼り替えたりしないこと。 6 免状の交付を受けた日に属する年度の翌年度の開始の日から3年以内に高圧ガス保安協会又は経済産業大臣が指定する者が行う講習を受けること。第1回の講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から5年以内に第2回の講習を受けること。第3回以降も同様とする。
--

液化石油ガス設備士免状

2.4センチメートル

3センチメートル

写 真

押出し
スタンプ

免状の番号	
氏名	
住所	
生年月日	

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第1項の規定によりこの免状を交付する。

年 月 日

都道府県知事

印

(表)

講 習 受 講 記 録		
受講年月日	受講場所	講習実施者認印

(裏)

受講年月日	受講場所	講習実施者認印

(表)

備 考

(裏)

- (備考) 1 表紙は、黒色の革、レザー又はビニール製とし、文字は金又は黄文字とする。
- 2 用紙は、洋紙とする。

様式第55(第104条関係)

18センチメートル				8センチメートル		10センチメートル				10センチメートル					
*受験番号				収入証紙 消印しないこと		○ 写真票		郵便はがき				郵便はがき			
*受験年月日		年 月 日						郵便切手 □□□—□□□□				郵便切手 □□□—□□□□			
液化石油ガス設備士試験受験願書						切り離さないこと		切り離さないこと				切り離さないこと			
○ 都道府県知事 殿						*受験番号		(住所).....				(住所).....			
受験者氏名						筆記試験の 免除の申請 の有無		 (氏名)				 (氏名)			
筆記試験の 免除の申請 の有無						ふりがな		* (差出人)				* (差出人)			
						氏名									
希望する受験地						生年月日		液化石油ガス設備士試験 技能試験受験票				液化石油ガス設備士試験 筆記試験受験票			
ふりがな						年 月 日		*受験番号				*受験番号			
氏名						年 月 日		*筆記試験の結果 合格 不合格				筆記試験の 免除の申請 の有無			
現住所 (郵便番号)						電話		*技能試験日時				*筆記試験日時			
連絡先 (郵便番号)						電話		*技能試験の会場				*筆記試験の会場			
備考 *印の欄は記入しないこと。						写真 旅券法施行規則 (平成元年外務省 令第十一号) 別表 第一に定める要件 を満たしたものを 貼り付けること。		*出欠				備考 *印の欄は記入しないこと。			
						撮影年月日		年 月 日				備考 *印の欄は記入しないこと。			
14.8センチメートル															

（弁理士法施行規則の一部改正）

第八条 弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

様式第二を次のように改める。

様式第2（第21条の6第1項関係）

特 許 印 紙
(申請者は消印しないこと)

実務修習受講申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

写 真

氏名 男・女
生年月日
住所
自宅電話番号
勤務先
所在地
勤務先電話番号

弁理士法施行規則第21条の6第1項の規定に基づき、下記のとおり実務修習の受講を申請します。
記

- 1 受講希望地
- 2 受講希望コース
- 3 実務修習の課程の免除 申請する・申請しない
- 4 受講資格
 - (1) 弁理士試験合格証書番号
 - (2) 弁護士登録証番号又は司法修習修了証書番号
 - (3) 特許庁審判官・審査官歴

5 添付書類
〔備考〕

- 1 この申請書は経済産業大臣に提出すること。
- 2 「住所」の欄は郵便物が必ず届くよう正確に記載すること（アパート・マンション名、同居の場合は～方等も必ず記載すること）。
- 3 写真は、旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたものとし、裏面に氏名を記載し、全面に糊を付け、「写真」の欄にしっかり貼付すること。
- 4 特許印紙は、「特許印紙」の欄に貼付すること。
- 5 「5 添付書類」として、「4 受講資格」を証する書類等を添付すること。

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、令和五年六月九日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による写真の提出については、これらの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による受験願書、申請書その他の文書については、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。